

2021年度 国家一般職本試験（専門試験〔多肢選択式〕） 講評 その①

No.	科目	出題内容	正解	正答率*	講評
1	政治学	エリートと大衆	1	A	【政治学】 No.1「エリートと大衆」、No.3「議会制民主主義」、No.4「イデオロギー」は、正解肢と間違い肢の内容がいずれも平易であった。確実に取りたいところである。No.2「執政制度」の間違い肢の内容はやや複雑であったが、正解肢（フランスの政治制度）の内容が平易であるため、間違い肢に惑わされずにピンポイントで選択できたのではなかろうか。No.5「市民の政治意識と行動」の正解肢（ヴァーバの理論）の内容がやや複雑であったが、何とか消去法で選択できたのではないかと。近年の試験傾向として、正解肢の内容が非常に基本的であるのに対して、間違い肢の内容が煩雑化していることがあげられる。講義でも述べたように、テキスト（Kマスター政治学）の記載事項が正解肢の範囲（基本的事項）であり、そこに記載されていない事項に惑わされなければ、5問中4問は確実に取れる内容である。
2		執政制度	3	A	
3		議会制民主主義	3	B	
4		イデオロギー	4	A	
5		市民の政治意識と行動	4	C	
6	行政学	官僚制	3	C	【行政学】 No.6「官僚制」は、ウェーバーを除く学者の業績を知らないかと判断できず、肢2及び3で迷った受験生が大半だろう。国家一般職ではセルズニックの頻度が増しているものの、難問と言ってよい。No.7「行政責任と行政統制」では、マカビンズとシュワルツの議論は初めての出題であるが、肢1～4が基本レベルで、消去法で肢5を選択する他なからう。No.8「我が国の内閣制度」は容易で、テキスト（Kマスター行政学P.80）に掲載のとおり、内閣総理大臣の行政各部の指揮監督権は「合議制の原則」による制約を受ける。No.9「予算及び決算等」は、肢1・2・5が明らかな誤りで、肢4の懲戒処分については各府省大臣に要求するまでであり、引っかけ問題であった（Kマスター行政学P.70を参照のこと）。No.10「我が国における政府規制とその改革」は、肢1～3が文章理解レベルで誤りと判断出来、また、安倍内閣で導入されたのが国家戦略特区であることを知っていれば、消去法で正解肢にたどり着けよう。
7		行政責任と行政統制	5	A	
8		我が国の内閣制度	2	B	
9		予算及び決算等	3	C	
10		我が国における政府規制とその改革	4	C	
11	憲法	信教の自由	1	A	【憲法】 全5問中、人権3問、統治2問という例年どおりの構成であった。No.11の信教の自由では、記述ウで空知太神社訴訟違憲判決において適用された違憲審査基準を聞いている点が異色であるが、他の記述では信教の自由に関する基本的知識と有名判例を聞いており、比較的容易に正解できる。No.12の表現の自由は、全肢で判例の知識を聞いているが、既出の判例なので正解しやすい。No.13の手続的権利は、迅速な裁判、黙秘権、二重の危険の禁止等に関する有名判例の知識を聞いている。記述アとイは有名であり、既出なので、消去法で正解できる。No.14の国会では、参議院の緊急集会が開催された事実（肢2）、「総議員」とは法定議員数である（肢4）という点が注目されるが、肢3の国が損害賠償責任を負うための条件を定立した判例は有名なので、正解率は高い。No.15の地方自治では、条例による財産権制限の可否、地方公共団体の意義等の基本的知識を聞いている。記述ウとエは有名判例なので、比較的容易に正解できる。全体として平易であり、丁寧に消去していけば、全問正解することも可能であるといえる。
12		表現の自由	2	A	
13		手続的権利	4	A	
14		国会	3	A	
15		地方自治	4	A	
16	行政法	行政指導	5	A	【行政法】 全5問ともオーソドックスな出題であったといえるが、行政手続法が3年ぶりに出題されたことが注目される。No.16の行政指導は、行政契約と絡めた内容となっているが、肢5の有名な品川マンション事件が正解肢となっているので、正解しやすいといえる。No.17の行政手続法は、本法の構造、不利益処分手続の制度という概括的な内容を聞くにとどまり、個々の条文知識は聞かれておらず、戸惑った受験生もいたと思われるが、正解率は低くない。No.18の行政不服審査法は、本法の対象、審判員による審理手続、行政不服審査会の構成といった全般にわたる基本的知識を聞いているが、消去法で正解できる。No.19の訴えの利益では、すべての記述で判例の知識を聞いている。これらは既出であり、また、記述アは確実に正誤を判定できるので、正解率は高いといえる。No.20の国家賠償法は、「1条責任」を除いた構成となっている点が異色であるが、すべて有名判例の知識を聞いており、比較的容易に正解できる。全体として平易であり、過去問を中心に訓練してきた受験生は、高得点を得ることができたと思われる。
17		行政手続法	4	B	
18		行政不服審査法	5	B	
19		訴えの利益	2	A	
20		国家賠償法	1	A	
21	民法 (総則・物権)	条件・期限	3	A	【民法（総則・物権）】 各分野の出題数は、例年同様、総則2問、物権3問だった。また、昨年は5問すべてが組合せ問題だったが、今年は4問が組合せ問題、1問が単純正誤問題だった。単純正誤問題は肢を利用できず、正答するためには正確な知識が必要となるので、難易度は若干上がったといえる。次に、各問題を概観すると、No.21（条件・期限）、No.22（時効）、No.23（不動産物権変動）は、基本的な条文・判例の知識を問う問題であるから、これらは確実に正答したい。これに対して、No.24（質権）、No.25（抵当権）は、正解率が低かった。No.24では、指図証券の質入れの効力発生要件（520条の7・520条の2）を問う肢1、No.25では、借地権が抵当権の目的となるかを問う記述アの正誤の判断に迷った受験生が多かったのだろう。もっとも、全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。
22		時効	5	A	
23		不動産物権変動	2	A	
24		質権	1	B	
25		抵当権	5	B	
26	民法 (債権・親族・相続)	債務不履行の責任等	4	A	【民法（債権・親族・相続）】 各分野の出題数は、例年同様、債権総論2問、債権各論2問、家族法1問だった。また、組合せ問題は昨年の4問から3問に減り、単純正誤問題は昨年の1問から2問に増えた。単純正誤問題は肢を利用できず、正答するためには正確な知識が必要となるので、難易度は若干上がったといえる。次に、各問題を概観すると、No.26（債務不履行の責任等）、No.27（債権者代位権）、No.29（請負）は、基本的な条文・判例の知識を問う問題であるから、これらは確実に正答したい。これに対して、No.28（使用貸借）、No.30（親子）は、正解率がかなり低かった。No.28では、使用貸借が要物契約から諾成契約に変更されたこと（593条・593条の2）を問う肢1・2や、借用物の通常の必要費は借主が負担すること（595条）を問う肢5、No.30では、推定されない嫡出子（大連判昭15.1.23）を問う記述アや、利益相反行為（826条）の非該当（最判昭35.7.15）を問う記述オの正誤の判断に迷った受験生が多かったのだろう。もっとも、全体的には平易な問題であり、対策としては過去問演習を繰り返すことで十分である。
27		債権者代位権	3	A	
28		使用貸借	2	C	
29		請負	2	A	
30		親子	4	C	
31	ミクロ経済学	需要の価格弾力性	3	A	【ミクロ経済学】 No.31は需要の価格弾力性の問題である。効用関数と所得から需要関数を導出してから需要の価格弾力性を求めることになり、やや難易度が高いが、過去問集に類題が掲載されていることもあり、解答できた受験生が多かったと考えられる。No.32は異時点間の消費に関する問題である。消費税が課税される場合と、課税されない場合の貯蓄額の差が問われるという応用的な論点で苦戦した受験生もいたと考えられる。No.33は長期の費用関数に関する問題である。あまり出題されない論点なので、準備してきていない受験生もいたかもしれないが、解法自体はシンプルで過去問集にも類題が掲載されている。No.34は費用逓減産業に関する計算問題である。費用逓減産業に関する計算問題は出題例が少ないが、基本的な独占企業に関する計算などができれば容易に解答できるであろう。No.35は公共財に関する計算問題である。社会厚生関数を最大化する私的財と公共財の組み合わせが問われており、難易度が高く多くの受験生が苦戦したと考えられる。
32		異時点間の消費	5	B	
33		長期の費用関数	1	B	
34		費用逓減産業	3	A	
35		公共財	4	C	
36	マクロ経済学	IS-LM分析	5	A	【マクロ経済学】 No.36はIS-LM分析の問題である。基本的なレベルの計算問題であり、多くの受験生が正答できたと考えられる。No.37は金融政策の効果に関する問題である。あまり見慣れないモデルであったと考えられるが、問題文の条件を代入していれば解答できるので、難易度としてはあまり高くはないと考えられる。No.38は自然失業率仮説に関する問題である。以前、労働基準監督官試験で類題が出題され過去問集に掲載されているが、あまり出題されない論点のため苦戦した受験生もいたと考えられる。No.39はAKモデルに関する問題である。ソローモデルの計算が出題されることが多いが本年はAKモデルについてであった。No.40は理論株価の決定に関する問題である。あまり出題されない論点ではあるが、難易度としては高くはない。
37		金融政策の効果	2	A	
38		自然失業率仮説	4	B	
39		AKモデル	4	A	
40		理論株価の決定	3	A	

※ 正答率（A：60%以上、B：40%以上 60%未満、C：40%未満）は、LEC公務員試験 受験生応援企画『本試験無料成績診断』のデータ（6/14時点）に基づいて算出しています。本成績診断のご利用方法等の詳細は、LEC公務員 Web サイトの専用ページ（<https://www.lec-jp.com/koumuin/juken/seiseki/>）にてご案内しています。



0001112205451

KL20545